

広まちづくり推進協議会ギャラリー運営規程

(設置目的)

第1条 広まちづくり推進協議会が斬新で面白い発想ができる若い世代のチャレンジ精神をまちづくりに採り入れることで、幅広い世代がまちづくりに参加する基盤をつくとともに、広のまちの魅力を内外に伝え、輪が広がるまちづくりを推進する情報発信・情報集積のための活動拠点としてギャラリーを設置する。

(所在地等)

第2条 ギャラリーは呉市広本町1丁目11番36号に設置し、1階フロアの展示等に使用するエリアを貸し出す。

2 ギャラリーの管理運営に関する事務は、広まちづくり推進協議会が行う。(休館日及び閉館時間)

第3条 休館日は、1月28日から翌年の1月5日までとする。ただし、広まちづくり推進協議会が前もって臨時休館日を別に定めた場合は使用することができない。

2 閉館時間は、午前9時から午後8時までとする。(準備及び片付け含む)
(対象者及び対象事業)

第4条 ギャラリーの使用は個人、団体、事業者など、広地区のまちづくりに関係する全てのものを対象とする。

2 ギャラリーで実施する事業は、常に訪れた市民が自由に見学又は参加できる展示や行事であること。また、開設中は使用許可を受けたもの又はそのものの責任において配置する関係者が常駐し、来場者の応対ができる方法で開催すること。

(使用許可申請)

第5条 ギャラリーの使用を希望するものは、使用開始日の6か月前から10日前までに、「ギャラリー使用申請書」(以下、申請書という。)を広まちづくり推進協議会事務局に提出するか、又は申請書の必要項目を記載した電子メールを広まちづくり推進協議会事務局が指定するアドレスに送信するものとする。

2 受付は先着順とする。

(使用期間)

第6条 申込者・団体等へのギャラリーの貸出は、原則として1か月につき6日以内とする。

(使用許可基準)

第7条 使用申込者或使用目的が次の各号に該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- 政治活動、宗教活動に関わるもの。
- 営業を主たる目的とする行為
(営利を主たる目的とする広告・宣伝や物品やサービス等の販売・提供、販売の予約受付、その他学習塾や定例教室の開催など)
- 非公開で行う会合など。
- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
(大音量や不快な音質・臭いの発生する作品、人権侵害へと波及する恐れのある内容など)
- 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
(壁面等に汚損の恐れのある接着テープ類の使用や釘類を打つ場合など)
- その他活動拠点としての運営上支障があると認められるとき。
(所定の場所以外での水、火気の使用、耐荷重を超える作品の展示、必要以上の電源の使用、お香・キャンドル類の禁止など)

(使用料)

第8条 ギャラリーの使用料は次のとおりとする。

期間	法人・個人事業者	非営利活動団体・公益活動団体・個人	
		広地区	その他の地区
1日	3,000円	1,000円	3,000円

ただし、作品等の販売をする場合は上記の金額の2倍の使用料とする。

- ギャラリー使用料は原則として使用する5日前までに広まちづくり推進協議会が指定する口座に振り込まなければならない。5日前までに振込が確認できない場合は、その許可を取り消すことができる。
- 既に納付された使用料は還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由でギャラリーを使用することができなくなった場合は、広まちづくり推進協議会は、その全部又は一部を還付する。また、使用者の都合でキャンセルをされた場合は、一度納付された使用料は還付しない。
ただし、使用日の10日前までに申出があれば、全部還付する。

(使用者の遵守事項)

第9条 ギャラリーの使用許可を受けたものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 使用の許可を受けた目的以外にギャラリーを使用しないこと。
- ギャラリーの使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 使用許可を受けたもの以外の施設及び設備を使用しないこと。
- 備品等をギャラリーの外へ持ち出さないこと。
- 所定の場所以外でポスター等の展示をしないこと。

- 指定された場所以外で飲食をしないこと。
- ギャラリーの施設内は禁煙とする。
- 使用期間中に施設内で発生したゴミ等は使用者の責任で処分すること。
(使用の差し止め)

第10条 次のような場合、使用の差し止めを命ずることができる。

- 使用者が偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- 使用者がこの運営規程又は使用の許可に付した条件(使用許可基準、使用者の遵守事項)に違反したとき。
- 災害その他やむを得ない理由により、広まちづくり推進協議会が必要と認めたととき。

(展示品等の管理)

第11条 搬入・搬出及び使用期間中の展示品等の管理は、申込者の責任において行うものとし、期間終了後は速やかに撤収し、原状に回復すること。

(賠償責任)

第12条 使用者による展示品等又は展示行為等により、広まちづくり推進協議会、建物の所有者、又は第三者に損害を与えた場合は、使用者がその賠償責任を負うものとする。

2 展示物や掲示物等の破損、盗難等についての責任は、広まちづくり推進協議会では一切負わないものとする。

3 第10条等により使用の差し止めによって使用者に損害が発生した場合でも広まちづくり推進協議会に賠償請求できないものとする。

(その他)

第13条 本規程に定めのない事項については、広まちづくり推進協議会会長が別に定める。

付則

この規程は、令和2年5月1日から実施する。

改正 令和3年4月1日